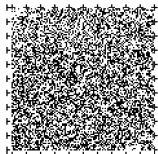


1 相談窓口



各区福祉・介護保険課

身知見

身体障がいのある人・知的障がいのある人の各種福祉サービスの窓口として、身体障害者手帳・療育手帳、補装具費、日常生活用具、特別障がい者手当などの申請受付やホームヘルプ、グループホームなどの利用のための相談や申請受付などを行っています。

東区役所福祉・介護保険課

〒812-8653 東区箱崎2-54-1
東区役所1階
電話 645-1067 FAX 631-2191
メール fukushi.HIWO@city.fukuoka.lg.jp

城南区役所福祉・介護保険課

〒814-0192 城南区烏飼6-1-1
城南区役所1階
電話 833-4102 FAX 822-0911
メール fukushi.JWO@city.fukuoka.lg.jp

博多区役所福祉・介護保険課

〒812-8512 博多区博多駅前2-8-1
博多区役所4階
電話 419-1079 FAX 441-1701
メール fukushi.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

早良区役所福祉・介護保険課

〒814-8501 早良区百道2-1-1
早良区役所1階
電話 833-4353 FAX 831-5723
メール fukushi.SWO@city.fukuoka.lg.jp

中央区役所福祉・介護保険課

〒810-8622 中央区大名2-5-31
中央区役所2階
電話 718-1100 FAX 715-5010
メール fukushi.CWO@city.fukuoka.lg.jp

西区役所福祉・介護保険課

〒819-8501 西区内浜1-4-1
西区役所2階
電話 895-7064 FAX 881-5874
メール fukushi.NWO@city.fukuoka.lg.jp

南区役所福祉・介護保険課

〒815-8501 南区塩原3-25-3
南区保健福祉センター2階
電話 559-5121 FAX 512-8811
メール fukushi.MWO@city.fukuoka.lg.jp

各区役所福祉・介護保険課には、手話通訳者を配置しています。

◆配置日 月曜日～金曜日

◆配置時間 10:30～17:00 (昼休み除く)

障がい者更生相談所

身知見

TEL(713)8900 FAX(715)3587

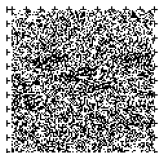
身体障害者手帳の認定や18歳以上の知的障がい者を対象とした療育手帳の判定及び18歳以上の身体障がい者の補装具の判定等を行っています。

こども総合相談センター

見

相談電話 TEL(833)3000 FAX(832)7830

こどもに関するさまざまな相談に応じ、保健・福祉・教育が一体となって専門的・総合的支援を行っています。特に電話相談については、年末年始を除いて、24時間相談を受けています。また、児童福祉施設への入所等を行っています。



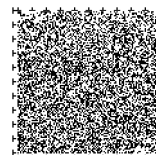
身…身体障がい者

知…知的障がい者

精…精神障がい者

難…難病等対象者

児…障がい児



各区健康課

精難児

疾病の早期発見や予防のため、母と子を対象に乳幼児の健康診査、健康相談、家庭訪問等を行っています。また、精神障がい者に関する相談や家庭訪問の実施、一般市民、家族、ボランティアなどを対象とした各種講座やうつ予防教室の開催など精神保健に関する知識の普及啓発等を福岡市保健所と共に行っています。小児慢性特定疾病、難病の各種申請・相談を行っています。

東区保健福祉センター健康課

〒812-0053 東区箱崎2-54-27
東区保健福祉センター 2階
電話 645-1079 FAX 651-3844
メール kenko.HIWO@city.fukuoka.lg.jp

城南区保健福祉センター健康課

〒814-0103 城南区鳥飼5-2-25
城南区保健福祉センター 2階
電話 831-4209 FAX 822-5844
メール kenko.JWO@city.fukuoka.lg.jp

博多区保健福祉センター健康課

〒812-8512 博多区博多駅前2-8-1
博多区役所 6階
電話 419-1092 FAX 441-0057
メール kenko.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

早良区保健福祉センター健康課

〒814-0006 早良区百道1-18-18
早良区保健福祉センター 2階
電話 851-6015 FAX 822-5733
メール kenko.SWO@city.fukuoka.lg.jp

中央区保健福祉センター健康課

〒810-0073 中央区舞鶴2-5-1
あいれふ 6階
電話 761-7339 FAX 734-1690
メール kenko.CWO@city.fukuoka.lg.jp

西区保健福祉センター健康課

〒819-0005 西区内浜1-4-7
西区保健福祉センター 2階
電話 895-7074 FAX 891-9894
メール kenko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

南区保健福祉センター健康課

〒815-8501 南区塩原3-25-3
南区保健福祉センター 2階
電話 559-5118 FAX 541-9914
メール kenko.MWO@city.fukuoka.lg.jp

福岡市保健所

TEL(711)4377 FAX(791)7354

精神保健福祉センター

精

TEL(737)8825 FAX(737)8827

精神障害者保健福祉手帳の判定を行っています。また、専門分野に特化した精神障がい者に関する相談に応じています。

心身障がい福祉センター（あいあいセンター）

身児

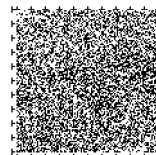
TEL(721)1611 FAX(712)5918

こどもの発達上のさまざまな相談に応じ、専門スタッフが子育ての支援を行います。また、成人の障がい者のリハビリテーション、社会生活のための支援や就労支援等を行います。

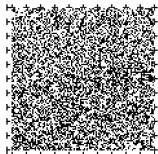
高次脳機能障がい支援センター

TEL(406)2455 FAX(738)3203

高次脳機能障がい児・者に関するさまざまなご相談を支援コーディネーターが受け、情報提供や関係機関との調整、福祉サービス利用支援などを行います。



1 相談窓口



療育センター（東部・西部・南部）

児

主に就学前のこどもの発達上のさまざまな相談に応じ、専門スタッフが子育ての支援を行います。

東部療育センター	西部療育センター	南部療育センター
〒813-0025 東区青葉4-1-1 TEL(410)8234 FAX(691)3510	〒819-0005 西区内浜1-5-54 TEL(883)7161 FAX(883)7163	〒812-0887 博多区三筑2-9-5 TEL(558)4860 FAX(558)4835

こども療育相談窓口

児

居住地により

あいあいセンター（中央区、博多区北部、城南区、早良区北部） TEL(737)8771 FAX(737)8772

東部療育センター（東区） TEL(410)8151 FAX(691)3510

西部療育センター（早良区南部、西区） TEL(883)7186 FAX(883)7163

南部療育センター（南区、博多区南部） TEL(558)4859 FAX(558)4835

※博多区、早良区のエリア分け詳細はホームページをご参照ください。

就学前のお子さんの発達についての心配やご家族の困りごとの相談をお受けしています。各種福祉サービスを利用するための援助、調整及び専門機関の紹介等を行っています。

発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

TEL(753)7411 FAX(753)7412

発達障がいに関する総合的な相談窓口として、市内にお住まいの発達障がい児・者やその家族等関係者の相談をお受けしています。

乳幼児期から学齢期そして成人期までのすべてのライフステージにおいて、関係機関との連携を図りながら、支援や情報提供等を行います。

〔受付時間〕 平日9:00～17:00

土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

発達教育センター

児

TEL(845)0015 FAX(845)0025

主に学齢期の障がいのあるこどもたちの就学相談や教育相談等を行っています。こどもの障がい特性や発達上の悩み、学校での学習や友達関係での悩み、家庭でのかかわり方などご相談ください。

〔受付時間〕 平日9:00～16:30

土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

〔対象者〕 市内在住の小学校、中学校、特別支援学校に在籍するこどもやその家族及び学校関係者

〔相談方法〕 1. 教育相談：相談員が実際にお会いして相談を行います。

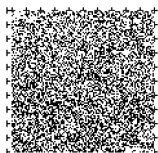
(1) 発達教育センターの担当者(相談・支援係)までお電話ください。

(2) 相談内容に応じて、担当者(相談・支援係)が相談員と面談日時を決めます。

※申し込み順に相談をお受けしますが、混み合っている場合にはお待ちいただくこともあります。

2. 関係機関の紹介：ご相談の内容によっては、より適切な関係機関等を紹介します。

3. 就学相談：7～9月に就学相談会を実施します。在籍する学校・園等を通して申し込みください。



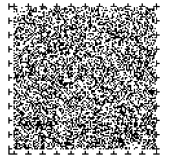
身…身体障がい者

知…知的障がい者

精…精神障がい者

難…難病等対象者

児…障がい児



区障がい者基幹相談支援センター

身知精難児

専門的知識と経験を有する専任コーディネーターが、障がい者本人やその家族からの福祉サービスの利用や社会参加など地域生活全般に関わる相談に応じ、保健・福祉・医療等サービス事業者との連携を密にして、本人に最も適した支援が受けられるようサービス調整などを行います(相談は無料、お住まいの地域を担当する区障がい者基幹相談センターへ相談下さい。)

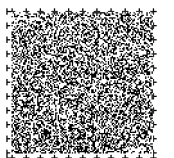
【問い合わせ先】

(令和7年4月1日現在)

名称	住所	電話番号 FAX番号	担当小学校区
東区第1	〒811-0201 福岡市東区三苫8丁目105-1 やまと更生センター内	607-3651 607-3652	勝馬、西戸崎、志賀島、奈多、 三苫、和白、美和台、和白東、 香椎、香住丘
東区第2	〒813-0024 福岡市東区名子3丁目1-8	692-2744 692-2745	香陵、千早、千早西、舞松原、 若宮、青葉、多々良、八田、 香椎下原、香椎東
東区第3	〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目2-23 第1岡部ビル102	292-5604 292-5607	香椎浜、城浜、照葉、筥松、松島、 名島、箱崎、東箱崎、馬出、 照葉北、照葉はばたき
博多区第1	〒812-0041 福岡市博多区吉塚3丁目18-1	409-2478 409-2479	千代、博多、堅粕、東光、住吉、 春住、東住吉、東吉塚、吉塚
博多区第2	〒812-0894 福岡市博多区諸岡1丁目15-22	589-6292 589-6293	月隈、東月隈、席田、板付、 板付北、那珂、宮竹、弥生、三筑、那珂南
中央区	〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目 6-9-401	738-3314 738-3340	当仁、福浜、南当仁、舞鶴、赤坂、 警固、高宮、春吉、草ヶ江、笹丘、 鳥飼、小笹、平尾
南区第1	〒815-0041 福岡市南区野間4丁目2-40-102	559-1929 559-1931	塩原、玉川、筑紫丘、東若久、 大池、若久、大楠、西高宮
南区第2	〒815-0033 福岡市南区大橋3丁目17-7 スクエア大橋1F	555-2461 555-2462	野多目、三宅、日佐、高木、宮竹、 横手、弥永、弥永西、鶴田、老司
南区第3	〒815-0075 福岡市南区長丘3丁目9-8	401-0016 401-0089	西花畑、東花畑、長住、長丘、 西長住、柏原、花畑
城南区	〒814-0153 福岡市城南区樋井川4丁目1-11 りーど内	874-7907 874-7910	城南、鳥飼、別府、金山、七隈、 片江、南片江、堤、堤丘、西長住、 田島、長尾
早良区第1	〒814-0002 福岡市早良区西新7丁目15-9-1階	847-2764 847-2765	高取、室見、大原、小田部、原、 原北、飯倉、飯倉中央、飯原、 西新、百道、百道浜
早良区第2	〒811-1103 福岡市早良区四箇5丁目5-32	707-7774 707-7784	有住、原西、有田、賀茂、入部、 四箇田、内野、早良、脇山、田隈、 田村、野芥
西区第1	〒819-0002 福岡市西区姪の浜4丁目22-31 ヌメルスⅢ30号室	885-5060 885-5065	愛宕、愛宕浜、小呂、能古、姪北、 内浜、玄界、福重、姪浜、 城原、西陵、石丸、下山門
西区第2	〒819-0169 福岡市西区今宿西1丁目25-17	806-5259 834-2063	壹岐南、金武、今宿、今津、北崎、玄洋、 壹岐、壹岐東、周船寺、元岡、西都、西都北

ユースサポートhub

TEL(401)0318 FAX(401)0899 不登校やひきこもり等、社会生活を営む上で困難な状況にある若者(市内在住、概ね15~39歳まで)とその家族などを支援するための相談機関です。[住所]福岡市中央区舞鶴1丁目4-13 福岡市舞鶴庁舎5階
[受付日時]:火曜から土曜 10時~18時 ※日曜、月曜、祝日、年末年始はお休みです。



1 相談窓口

介護実習普及センター

TEL(731)8100 FAX(731)5361

在宅での介護に役立つ福祉用具を幅広く展示。手に取ったり、試したりしながら、福祉用具や在宅介護に関する相談ができます。「自助具（自立のための道具）」の調整、製作の相談も受けています。また、介護について学べる講座を開講。幅広い介護知識や技術を修得できます。

開館時間：10:00～18:00

休館日：毎月第3火曜日（第3火曜日が祝日の場合は翌日）年末年始（12月28日～1月3日）

住宅改造相談センター

身

TEL(731)3511 FAX(731)5361

身体障がい児・者や身体機能の低下した高齢者に適するように住宅を改造する場合の改造方法や助成制度に関する相談を受けています。相談時間は月曜日～金曜日10:00～17:00です。（祝日、年末年始(12月28日～1月3日)及び毎月第3火曜日(第3火曜日が祝日の場合は翌日)はお休み）

認知症介護相談

TEL0120(851)641（フリーダイヤル）〒810-0062 中央区荒戸3-3-39 3階

認知症の人及びその家族等が抱える悩みなどの相談に介護経験のある相談員が応じます。電話・面談の相談日は毎週木曜日及び毎月第2日曜日13:00～16:00。（祝日、年末年始(12月28日～1月3日)、福岡市市民福祉プラザ休館日は除きます）

権利擁護のための相談窓口

●福岡市成年後見推進センター

成年後見制度についてのご相談をお受けし、制度を利用するための手続きなどの説明を行います。[一般相談]センターの職員が制度や手続きの流れなどをご説明します。火曜日～土曜日 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）[成年後見相談会]弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談です。※要予約 毎月第2火曜日、2月・5月・8月・11月の第4火曜日 午後1時～午後4時（1件45分）

[申込方法] 電話、来所またはFAX TEL(753)6450 FAX(734)2010

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階（ふくふくプラザ）

●福岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

[実施団体] 福岡県弁護士会 [事業内容] 法律相談、介護、福祉支援、成年後見制度（任意後見契約含む）の利用、財産管理支援、相続、遺言、人権侵害対応、弁護士による無料相談（電話相談後、必要があれば初回無料の出張相談可） [相談日] 月～金曜日 午前10時～午後4時（受付後、弁護士からの折返し電話相談）火・金曜日 午後1時～午後4時（弁護士が直接電話を受けて電話相談）

[連絡先] TEL092-724-7709 FAX 092-752-1301

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2-5 福岡県弁護士会館内（相談業務課）

●公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

[実施団体] 福岡県司法書士会 [事業内容] 法律相談、成年後見制度の利用、高齢者等電話無料相談

TEL(738)7050 FAX(738)1660（月～金 13:00～15:00）

〒810-0073 中央区舞鶴3丁目2-23（福岡県司法書士会館内）

●権利擁護センターぱあとなあ福岡

[実施団体] 公益社団法人福岡県社会福祉士会 [事業内容] 成年後見制度の利用

TEL(483)2941 FAX(483)3037（月～金 9:00～17:00）

〒812-0011 博多区博多駅前3丁目9-12 アイビーコートⅢビル5階

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター

知精

TEL(751)4338 FAX(751)1509

認知症の方や知的障がい・精神障がいのある方などで判断能力が十分でないために、福祉サービスの利用等に支障のある在宅の人を対象に、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、重要な書類の預かりなどの支援を行う日常生活自立支援事業を実施します。

※相談窓口は各区社協事務所(P94参照)

開設：月～金 9:00～17:00

- | | | |
|-------------|---|------------|
| ○福祉サービス利用援助 | } | 1回 1,000円 |
| ○日常金銭管理サービス | | |
| ○書類預かりサービス | | 1年間 3,000円 |

福岡市立障がい者就労支援センター

身知精難

TEL(711)0833 FAX(711)0834

障がい者の就労や職場定着を促進するため、本人、家族及び障がい者就労移行支援事業所等の関係機関や企業からの相談に応じます。

福岡市障がい者110番

障がい者の差別解消に関する相談

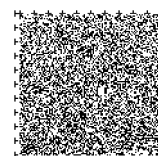
身知精難児

- [内 容] 障がいのある人の権利擁護や差別解消にかかる相談等に対応するため、常設相談窓口を設置して相談を行うほか、弁護士等による定期相談や専門相談を行います。
- [対 象 者] 市内在住の障がい者及びその家族等（差別解消にかかる相談については、事業者からも相談できます）
- [窓 口] 福岡市身体障害者福祉協会内に専用の相談室を設置
 月曜～金曜(第2・第4木曜除く)9:00～17:00 第2・第4木曜 12:00～20:00
 その他休日年末年始は留守番電話、ファックス等で受付
 TEL(738)0010 FAX(791)7687 E-mail:shougai110@c-fukushin.or.jp
- ①一般相談 常駐の相談員による相談(第3水曜ピア相談員による相談)
- ②定期相談 弁護士(第2・4木曜、要予約)
 精神保健福祉相談員(第1水曜)による相談
- ※必要に応じて、専門相談(弁護士・ソーシャルワーカー等により編成された相談チームによる相談)を実施

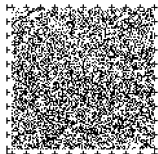
障がい者の虐待に関する通報・届出の窓口

身知精難

- [内 容] 障がい者虐待に関する通報・届出を受け付ける専用電話を設置しています。(24時間365日対応)
- [窓 口] 障がい者虐待に関する通報受付専用ダイヤル
 TEL(711)4496
 聴覚障がいのある方は…FAX(738)3382
 E-mail:gyakutai@fc-swc.org



1 相談窓口



福岡市聴覚障がい者情報センター

身児

[内 容] 聴覚に障がいのある人に対し、総合的なコミュニケーション支援を行います。相談員を配置し、聴覚障がい者等の日常生活上の各種相談をお受けします。原則予約制となっています。(相談は無料)なお、メールでの相談も受け付けています。

[対 象 者] 市内に居住する聴覚障がい者等

[窓 口] 福岡市聴覚障がい者情報センター TEL(718)1724 FAX(718)1710
相談用メールアドレス:center-soudan@c-fukushin.or.jp

ろうあ者相談員・手話通訳者

身児

東区の福祉・介護保険課にろうあ者相談員を、また、各区の福祉・介護保険課に手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人の日常生活上の問題や諸手続きなどの各種相談に応じています。

民生委員・児童委員

身知精難児

民生委員・児童委員は、地域において障がい児・者の日常生活上の様々な問題等についての相談に応じています。個人のプライバシーなどについては固く守るように義務づけられていますので、気軽にご相談ください。問い合わせは、各区の地域保健福祉課 (P139参照)

こころの健康相談

精

精神保健福祉センター

●専門分野に特化した電話相談を行っています。 専門電話相談(737)8829

- ・「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症」「ひきこもり」
相談日:火・木曜日・第1・3水曜日 時間:10:00~13:00(祝休日、年末年始を除く)
- ・「発達障がい」「性的マイノリティ」
相談日:第1・3水曜日 時間:10:00~13:00(祝休日、年末年始を除く)

●専門医による面接相談を行っています。

上記専門電話相談にて予約を受け付けいたします。

- ・「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症」相談日時:月2回の午後(祝休日、年末年始を除く)
- ・「ひきこもり」相談日時:月1回の金曜日の午前(祝休日、年末年始を除く)

心の相談電話(精神障がいのある家族をもつ相談員による相談)

精

(月~金/13:00~16:00、盆休) ※平日昼間は曜日によって番号が変わります

月 090-1366-7498 火 080-3986-1980

水・木 080-1729-1950 金 080-1729-1955

(月~金/0:00~8:00、17:00~24:00) 080-1729-1950

(土日祝日/8:00~16:00) 080-1729-1955

(土日祝日/16:00~翌8:00) 080-1729-1950

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

身知児

障がい児・者の日常生活上の様々な問題について、地域の相談員が相談に応じています。個人のプライバシーなどについては固く守るよう義務づけられていますので、ひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。まずは、下記受付窓口にご連絡ください。受付後、担当する障がい者相談員の連絡先をご案内します。

[受付窓口] ○身体障がい者相談員 TEL(791)4455 FAX(713)1393

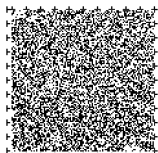
メール:shinsyou-soudan@c-fukushin.or.jp

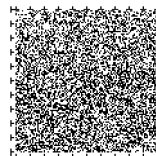
○知的障がい者相談員 TEL(713)1480 FAX(715)3561

(福岡市手をつなぐ育成会事務局が受付対応します。)

[受付時間] 平日9:00~17:00

土日祝日および年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。



**避難行動要支援者名簿**

身知精難児

- [内 容] 災害で避難する際、手助けが必要な人の名簿を予め作成し、避難支援に活用します。また、本人の同意を得て、自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に名簿を提供し、災害時に円滑な支援活動が行える体制づくり等に活用します。(新たに対象になった人には、意向確認の調査票を郵送します。回答がない場合は「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」に基づき、同意が得られたものとして名簿が地域に提供されることとなります。)
- [対 象 者] 自ら避難することが困難で次の要件に該当する人。(施設入所者は除く)
- ① 身体障害者手帳1、2級(心臓、じん臓又は免疫機能障害のみの人は除く)
 - ② 療育手帳A
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
 - ④ 要介護認定3以上
 - ⑤ 福岡市の「災害時要援護者台帳」に登載されていた人
 - ⑥ 上記①～⑤のほか、自ら避難することが困難で名簿への登載を希望される人は、窓口にお問い合わせください。
- [窓 口] 各区の福祉・介護保険課(精神障がい者は各区の健康課)(P3・4参照)
市民局地域防災課 TEL(711) 4156 FAX(733) 5861

避難情報配信システム

身

- [内 容] 福岡市が発令する避難指示等の避難情報を事前登録いただいた人のご自宅の電話又はFAXへお知らせします。
- [対象者等] 下記の(1)と(2)に該当し、配信を希望される方
- (1) 福岡市内に居住する方
 - (2) 視覚や聴覚に障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報などの入手が困難な方
- [窓 口] 市民局地域防災課 TEL(711) 4156 FAX(733) 5861

NET119緊急通報システム・FAX119番通報

身

- [内 容] ●NET119緊急通報システム
スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、全国どこからでも簡単な操作で119番通報ができるシステムです。ご利用には事前登録が必要です。詳しくは消防局ホームページをご覧ください、窓口にお問い合わせください。
- FAX119番通報(P142参照)
FAXを使用した119番通報です。
事前登録は不要です。次のことを「119」にFAXしてください。
○火事か救急か ○どうしたのか(何が燃えているか、どこが痛いのか)
○消防車・救急車が向かう住所 ○お名前 ○FAX番号や緊急連絡先
※消防局ホームページから「消防FAX通報カード」をダウンロードし、事前に記入しておくとう便利です。
- [対 象 者] 聴覚・言語機能障がい等により音声による119番通報が困難な方。
(障がい者手帳交付者以外でも利用可能)
- [窓 口] 消防局情報管理課
TEL(725) 6591 FAX(735) 1074
各区の福祉・介護保険課(P3参照)
福岡市消防局ホームページ(耳や声に障がいのある方へ)
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/johokanri/anzen-anshin/>

